

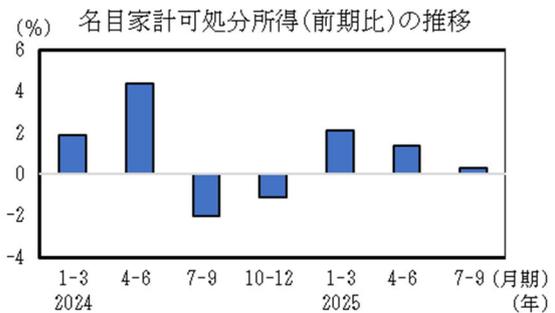
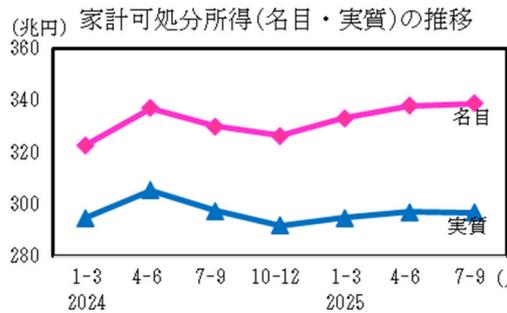
家計可処分所得・家計貯蓄率四半期別速報（参考系列）
2025年7-9月期速報値ポイント

令和8年1月30日
内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部
分配所得課 小野 智康¹

[1] 家計可処分所得（季節調整値）

2025年7-9月期の家計可処分所得（名目）は、雇用者報酬や財産所得（純）等の増加がプラスに寄与したことにより、338.9兆円（年率換算、前期比+0.3%）と、2025年1-3月期以降3四半期連続で増加した。比較可能な1994年1-3月期以降、最も高い水準となっている。

家計可処分所得（実質）²は、296.8兆円（年率換算、前期比-0.1%）と、3四半期ぶりにマイナスに転じた。



[2] 家計貯蓄

2025年7-9月期の家計貯蓄は、家計可処分所得（名目）が増加（338.9兆円、前期比+0.3%）した一方で、家計最終消費支出（名目）がそれを上回って増加（340.2兆円、前期比+0.6%）したことにより、-2.1兆円（年率換算）となった。2024年10-12月期以降、4四半期連続のマイナスで推移している。



¹ 本レポートの内容や意見は執筆者個人のものであり、必ずしも内閣府の見解を示すものではない。

² 実質家計可処分所得は、名目家計可処分所得を家計最終消費支出デフレーターで除して算出した参考値。

[3] 基準改定による家計可処分所得の改定状況

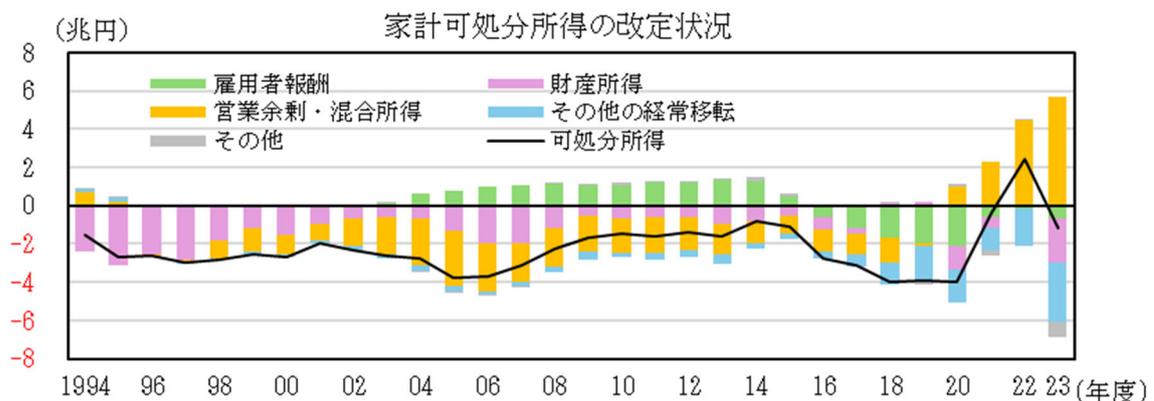
「家計可処分所得・家計貯蓄率四半期別速報」（以下、「家計 QE」という。）は「国民経済計算年次推計」の結果を、基礎データの制約がある中で、簡便な方法で足元まで延長推計したものである。

毎年、年次推計を取り込む7-9月期の家計 QE においては、速報と年次推計という推計方法や基礎統計の精度の違いにより改定が生じうる。一方で、2025 年末に公表した「2024 年度（令和 6 年度）国民経済計算年次推計」（以下、「2024 年度（令和 6 年度）年次推計」という。）は、約 5 年周期で公表される大規模かつ詳細な構造統計（『産業連関表』（総務省等）や『国勢統計』（総務省）等）の取り込みや、それまでの各種の研究成果等を取り入れた推計手法の見直し等を行い、過去の計数を再推計する「基準改定」と呼ばれる作業を行っており、計数を 1994 年まで遡って改定している。2025 年 7-9 月期以降の家計 QE は、「2024 年度（令和 6 年度）年次推計」が延長推計の起点となる。

そこで「2024 年度（令和 6 年度）年次推計」の家計可処分所得について、「2023 年度（令和 5 年度）国民経済計算年次推計」との改定状況を見てみたい。

内訳項目の主な改定要因は次のとおりである。

- 雇用者報酬は、その大半を占める「賃金・俸給」が、『毎月勤労統計調査』（厚生労働省）のサンプル入替え等の影響を取り込み、賃金単価を更新したこと等によるもの。
- 営業余剰・混合所得は、『住宅土地統計』（総務省）等の反映により、持ち家住宅の帰属家賃³が改定されたことによるもの。
- 財産所得は、基礎データの捕捉範囲の拡充及びサンプル調査に基づく推計から個別企業の財務諸表等の積上げ推計に変更するなど、精緻化を図ったことによるもの。
- その他の経常移転は、『令和 2 年（2020 年）産業連関表』における生命保険等の扱い変更に伴うもの。



³ SNA では、実際には家賃の受払いを伴わない自己所有住宅（持ち家）についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され消費されるものと仮定し、一般市場価格で評価する（持ち家の帰属家賃と呼ぶ）。このサービスによって得られる所得は、家計の営業余剰として記録するため、持ち家の帰属家賃の改定が家計の営業余剰に影響する。

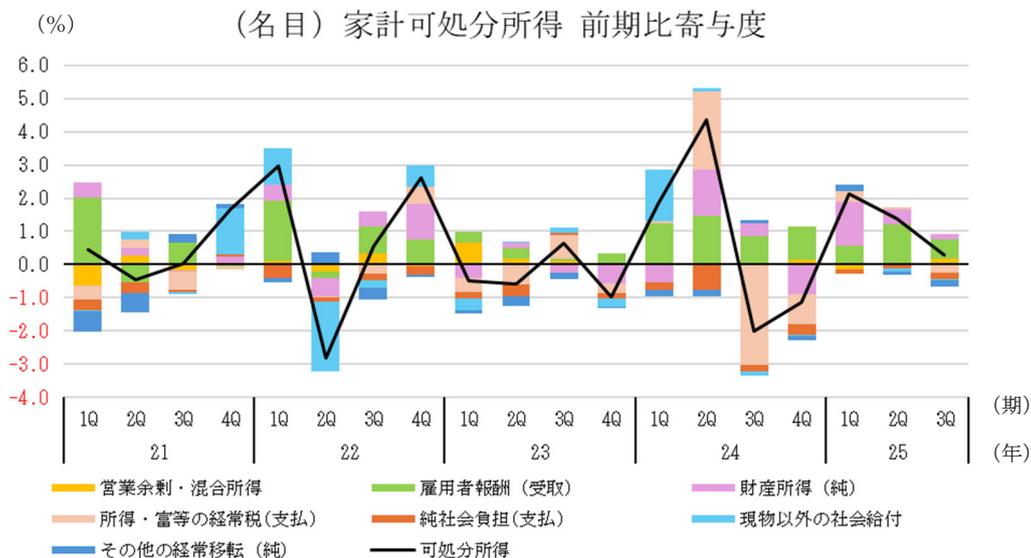
[4] コロナ禍後の家計可処分所得の動向

ここでは、家計 QE からみたコロナ禍後の家計可処分所得の動向について概観する。

下図をみると、雇用者報酬（受取）については、賃上げによる賃金・俸給の増加寄与により、2022 年後半から 13 四半期連続で前期比増となっており、継続的に可処分所得を押し上げていることが分かる。

財産所得（純）についても、2024 年以降は、利子等の受取が増加したことにより、概ね継続して可処分所得に対してプラスに寄与していることが見て取れる。

また、「現物以外の社会給付」や「所得・富等の経常税（支払）」についても、政府の経済対策等⁴の進捗を背景にして、22 年 1－3 月期及び 10－12 月期、24 年 4－6 月期において可処分所得にプラス寄与となっている。この結果、他の項目の増加寄与とも相まって家計可処分所得は対前期比で約 2 %以上の比較的高い増加率となっている。



⁴ 例示を挙げれば、「現物以外の社会給付」については、22 年 1－3 月期には「子育て世帯への臨時特別給付」、22 年 10－12 月期には「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」、24 年 1－3 月期には「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の進捗が、また「所得・富等の経常税（支払）」についても、24 年 4－6 月期には「定額減税」の進捗が、それぞれ影響したことが背景にあると思われる。